

# 令和3年度知的財産総合支援事業に係る「知的財産保護支援」 公募要領

一般社団法人 沖縄県発明協会

一般社団法人沖縄県発明協会(以下「沖縄県発明協会」という。)では、沖縄県から「令和3年度知的財産総合支援事業」(以下、「本事業」という。)を受託し実施します。本事業のうち「知的財産保護支援」に係る業界団体・組合・学校等を以下の要領で公募します。

## 1. 目的

業界団体及び組合が抱える、知的財産の課題を解決に導き、同時に高等学校・専門学校・大学等への知的財産の教育を推進するため、支援希望者に対し弁理士などの専門家チームを派遣し、助言・支援・講義及び勉強会を実施します。

## 2. 対象となる組織等

以下の要件を満たす県内業界団体、組合、高等学校、専門学校、大学等とする。

- (1) 県内に主たる事業所や施設を有する。
- (2) 知的財産の積極的な活用、また活用のための組織内体制構築等を通じ、地域活性化を目指す意欲があること。
- (3) 知的財産活用のために、具体的な課題を有し、指導等を通じて、課題解決につながる見込みが高いこと。
- (4) 知的財産への関心があり、知識を高める講義や勉強会及び研修の機会を求めていること。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 国、県、その他同様の趣旨で支援等を受けていないこと。

## 3. 支援内容

応募者の要望を踏まえ講義・勉強会・コンサルティング計画を立案します。各計画をもとに適切な専門家(弁理士、商品開発専門家、技術コンサルタント等)を1回ないし複数回派遣し、知的財産に関する講義・相談等支援を実施します。

## 4. 公募方法

- (1) 公募対象 上記2. の資格を満たす、県内業界団体、組合、高等学校、専門学校、大学等
- (2) 提出書類

応募書類は、沖縄県発明協会ホームページからダウンロードできます。または沖縄県発明協会まで、ご請求いただければ、送付いたします。

- ① 知的財産保護支援申請書(様式第1号)※学校用
- ② 知的財産保護支援実施計画書(様式第2号、第3号)※業界団体・組合等の場合
- ③ その他必要と認める書類 ※業界団体・組合等の場合添付書類として以下をご提出ください。
  - ・ 登記簿謄本

- ・ 設立認可書・認証書、約款等
- ・ 団体の事業概要

(3)応募方法 上記の書類を下記7. の提出先まで郵送又は持参にてご提出ください。

なお、郵送の場合は公募期間内に到着すること。

(4)公募期間 令和3年4月30日(金)～6月30日(水)

#### 5. 支援事業者の選定

(1)選定方法 支援事業者は、4. (2)に掲げる書類を以って応募した団体等から、知的財産保護事業検討委員会(以下、「検討委員会」という)により、予算の範囲内で選定します。

(2)選定基準 知的財産を活用する積極的な意欲、計画内容の実現性などを基準に選定します。

(3)結果通知 審査後、速やかに応募者に対し通知します。

(4)その他 提出書類は、沖縄県発明協会で適切に管理し、知的財産に関する事項等知り得た情報は、審査委員を含め、漏えいしないことを約束し、支援業務終了後も応募者に無断で使用しません。

※学校からの申請に関しては審査をせず、申請書の希望回数・日程に合わせ予算の範囲内で適宜支援を実施致します。

#### 5. 事業実施期間

- ・支援事業者決定通知日～令和4年2月29日まで

6. 年間スケジュール(予定) ※状況により日程、内容は変更になる場合があります。

令和3年4月30日	公募開始 <u>※学校からの応募は申請書の希望回数・日程に合わせ適宜支援実施</u>
6月30日	公募締切(提出書類締切日)
7月上旬	審査委員会開催 <u>※業界団体・組合のみ(実施方法は後日調整予定)</u> 応募者のプレゼンによる審査にて支援事業者決定 <u>決定後審査結果を通知。</u>
決定以降	専門家チームによる支援事業者への支援開始
令和4年2月29日	支援業務終了

#### 7. 書類提出先、問い合わせ

〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター317号室

一般社団法人 沖縄県発明協会 担当:金城(キンジョウ)

TEL:098-859-2810 FAX:098-859-2811

以上